

令和6年度第2回介護保険運営協議会次第

日時 令和6年10月9日(水)

午後1時30分～3時

場所 一関市役所本庁舎2階議会全員協議会室

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議

(1) 報告事項

ア 第8期介護保険事業計画の実績について (資料No.1)

イ 指定地域密着型サービス事業者の指定の辞退(廃止)について (資料No.2)

ウ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について
(資料No.3)

(2) 協議事項

ア 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について (資料No.4)
[一関地区広域行政組合情報公開条例第7条第3号アに該当するため非公開]

イ 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」及び「主任介護支援専門員に
準ずる者」の資格要件について (資料No.5)

(3) その他

4 その他

5 閉 会

介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

No.	役員	地域	氏名	所属	選出規定	備考
1	会長	一関	秋 保 茂 樹	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉 原 睦	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩 渕 一 昌	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高 橋 一 夫	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5	副会長	一関	村 上 秀 昭	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木 裕 子	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐 藤 照 子	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿 部 英里子	両磐地区介護支援専門員協議 会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長 澤 茂	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩 渕 松 義	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼 倉 恵 子	一関市まちづくりスタッフバ ンク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		藤沢	小野寺 健 一	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長 田 昌	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐 藤 みさ子	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	木 村 博 史	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職 名	氏 名	備 考
介護保険担当参事	山 形 雅 彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊 東 裕 芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅 野 文 子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職 名	氏 名	備 考
事務局長	佐 藤 正 幸	
事務局次長兼介護保険課長	千 葉 信 子	
介護保険課長補佐兼資格給付係長	坂 本 光 司	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中 村 謙 介	
介護保険総務係長	糸 数 透	
介護保険課主任主事	若 生 晃 央	
介護保険課主任	鈴 木 正 志	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久 美	
一関東部地域包括支援センター所長	佐 藤 恵 美	
さくらまち地域包括支援センター所長	太 田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理 恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝 子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	千 葉 礼 子	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年3月29日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。

3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
- (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第8期介護保険事業計画の実績について

(令和6年3月末)

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
1 地域包括ケアシステムの推進	その人らしい暮らしを継続するため、地域と医療、保健、福祉、介護の関係機関・団体が連携し、包括的に自立を支援します。	(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 ○地域包括支援センターの名称の一元化（令和3年4月1日実施） ○第8期計画中に体制（設置数、人員数）の変更予定なし ○東山、川崎地域の在宅介護支援センターへの相談窓口の委託は継続する ○包括的継続的ケアマネジメント研修会の開催 【令和3年度】 ・第1回 5/18オンデマンド開催 85人参加 ・令和3年度介護報酬改定に関する内容と理解 ・第2回 12/15web開催 70人参加 ・認知症疾患医療センターの機能と役割についての講話 ・認知症ケアパス概要版の説明 ・認知症の人やその家族への関わりについての講話 【令和4年度】 ・第1回 5/12web開催 67人参加 ・地域づくりに必要なことは何か、生活支援体制整備事業の展開～コロナ禍での集いの現状、地域の支援者の役割とは～ ・第2回 11/15Web開催 81人参加 講演①「高齢者の身寄り問題と社会的孤立の実態と伴奏型支援」 講演②「地域公益活動推進事業における支援活動の実際」 【令和5年度】 ・第1回 6/14開催 106人参加 講演「介護職員のメンタルヘルス～ストレスへの対処法～」 情報提供「ケアマネジメント検証委員会及び自立支援型地域ケア会議の実施状況について」 研修「自立支援型地域ケア会議～模擬事例による～」 ・第2回 11/22開催 92人参加 講演「身寄りの有無にかかわらない地域包括ケアシステムとは～身寄り問題から考える～」 講演「遺言、任意後見など公正証書を活用した予防的制度について」

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			(2) 地域ケア会議の推進 会議開催実績については、年度終了後にとりまとめ予定 ○コロナ禍において、職員や関係機関による会議については、webや書面による会議への切り替え、集合で行う場合には参加人数を制限するなど、必要な会議が開催できるよう努めている。 ○個別レベル会議 ・個別ケースの課題解決や地域課題発見など ○日常生活圏域～地域支援会議 ・抽出された地域課題の解決法を検討 ○東部・西部圏域ごとに開催 【令和3年度】 ・西部地域連携推進会議 12/1開催 「身元保証・身寄りの必要性とは何か ～身寄りがなくても安心して暮らせる地域へ～」 ・東部地域連携推進会議 1/27web開催 「身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える」 【令和4年度】 ・西部地域連携推進会議 11/30開催 「地域共生社会への処方、それぞれの関わりと課題 ～事例を通じた支援の在り方～」 ・東部地域連携推進会議 12/23開催 「家族や親族の有無によらず不安なくサービス提供するためには」 【令和5年度】 ・西部地域連携推進会議 9/6開催 「認知症の早期発見・早期介入のために ～関係機関の現状を共有し、これからの取り組みを考える～」 ・東部地域連携推進会議 3/22開催 「自動車の存在から見えてくる地域性」

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			○ケアマネジメント検証委員会 (多職種協働による自立支援、介護予防・重度化防止の推進) 【令和3年度】 ・第1回 7/1 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第2回 11/11 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第3回 1/14 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 4件 【令和4年度】 ・第1回 7/28 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第2回 9/20 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第3回 12/1 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第4回 2/7 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 【令和5年度】 ・第1回 5/24 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第2回 7/25 ・自立支援型地域ケア会議 2件 ・第3回 9/28 ・自立支援型地域ケア会議 2件 ・第4回 11/28 ・自立支援型地域ケア会議 2件 ・第5回 1/31 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件 ・第6回 3/26 ・自立支援型地域ケア会議 2件
			(3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進 ○住民の主体性を醸成 ・自治会や地区サロン、各種団体での講話を開催 テーマ:介護予防、権利擁護、人生会議など ○自立支援型ケアマネジメントの普及・推進、介護予防ケアマネジメント研修会の開催 【令和3年度】 ・2/3 講話と演習 87人参加 「介護予防ケアマネジメントとは～その視点とプランニング～」 【令和4年度】 ・9/14 講話 63人参加 「(腰椎)圧迫骨折のアセスメントと支援」 【令和5年度】 ・7/26 web講話 55人参加 「お口のセルフチェックとセルフトレーニング」

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
2 在宅医療と介護の連携推進	構成市町と連携し、多職種の連携の場を構築します。	(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築	(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築 ○医療と介護の連携会議 【令和3年度】 ・一関市医療と介護の連携連絡会 令和3年6月4日資料送付（書面開催） ・平泉町在宅医療介護連携推進会議 令和3年4月15日資料送付（書面開催） 【令和4年度】 ・一関市医療と介護の連携連絡会 連絡会 令和4年5月17日資料送付（書面開催） 幹事会 令和4年6月3日資料送付（書面開催） 医療と介護の連携マニュアル検討会 令和5年3月27日開催 令和5年4月から情報共有シート（退院シート）の様式を追加し、従来様式と併用 ・平泉町在宅医療介護連携会議 令和4年6月24日開催 【令和5年度】 ・一関市医療と介護の連携連絡会 連絡会 令和5年6月6日開催 幹事会 第1回 令和5年5月9日開催 第2回 令和5年7月31日資料送付（書面開催） 第3回 令和6年3月25日開催 ・平泉町在宅医療介護連携会議 令和5年6月29日開催 ○在宅医療と介護等の従事者を対象とする医介連の会議や研修会等の開催 [一関市] ①出前講座 【令和3年度】 ・7/12（参加者17人） 【令和4年度】 ・7/11（参加者20人）・7/20（参加者25人）・9/8（参加者20人） 【令和5年度】 ・実施回数9回 参加者の計165人 ②在宅医療に係る情報交換会（はじめての「ケアカフェ」） 【令和3年度】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、中止 【令和4年度】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、未実施 【令和5年度】 ・10/15 「高齢者の栄養管理とフレイル予防～オーラルフレイルを中心として～」 参加者22人

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			③「広報いちのせき」に情報掲載 毎月【通年】 ④医療介護関係者の研修会 【令和3年度】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、未実施 【令和4年度】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、未実施 【令和5年度】 ・10/7 「認知症予防」 参加者33人 ・12/2 「転ばぬ先の骨ー高齢者の骨折についてー」 参加者90人 ⑤人生会議（ACP）の普及啓発に向けた検討会 未実施 ⑥在宅医療・介護連携市民フォーラム 【令和3年度】 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、未実施 【令和4年度】 ・3/26 「認知症になっても 自分らしく 暮らすために」 参加者308人 【令和5年度】 ・3/20 「認知症になっても安心して生活できる地域づくり ～認知症を知ることから始めよう～」 参加者251人 [平泉町] 【令和3年度】 ①地域ケア推進会議2回 ・第1回 10/21 「身寄りのない高齢者を地域で支える」 ・第2回 3/10 「高齢者虐待対応について」「事例検討」 ②介護講座 ・第1回 12/15 「終活を始めよう」「介護保険制度について」 ・第2回 1/12 「笑顔で介護～心と身体のセルフケア」 ・第3回 1/24 「姿勢と健康」「人生会議」 【令和4年度】 ①地域ケア推進会議2回 ・第1回 10/27 「身寄りのない高齢者を地域で支える」 ・第2回 3/1 「支援困難ケースへのアプローチ」「高齢者虐待の状況」 ②在宅医療介護連携講演会（令和4年12月3日開催） ③人生会議（ACP）の普及啓発の推進：町広報（11月号）掲載 【令和5年度】 ①地域ケア推進会議2回 ・第1回 10/30 「地域で8050問題の対応・支援を考える」 ・第2回 3/1 「金銭管理が困難な高齢者への支援・制度について」 ②介護講座 ・第1回 11/13 「今から始める終活～もしものために備える」 ・第2回 12/2 「地域で支える認知症」 「認知症になってもその人らしく住み慣れた地域で暮らすために」 ・第3回 1/16 「減塩食について」

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
3 認知症の人 (若年性認知症 の人を含む。以 下同じ) への支 援対策の推進 ○認知症の人への 理解を深め支援 対策を推進す る。 「共生」と「予防」 を両輪とし、認 知症の人ができ る限り地域で自 分らしく暮らし続 けることができる 社会の実現を目指 す。	認知症の人への早期 対応、本人・家族支援 体制を充実します。	(1) 認知症の人とその家族を支える 地域づくり (2) 初期支援体制の推進 (3) 認知症の人と家族への支援	(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり ○認知症地域支援推進員による支援 【役割】 ・認知症に対する正しい理解と知識の普及啓発のための講話や認知症サ ポーター養成講座の開催、作成した通信の配布、FMあすまでの周知 などの啓発 ・家族会・認知症カフェへの支援・普及啓発 ・窓口・電話相談や訪問による相談対応 【配置状況等】 ・西部地域包括支援センター 1人(兼務) 認知症地域支援推進員を主業務とするもの (生活支援コーディネーター兼務) ・東部地域包括支援センター 1人(専従) ・さくらまち地域包括支援センター 1人(専従) ・一関市長寿社会課 2人(兼務) 生活支援コーディネーターを主業務とするもの ・世界アルツハイマーデーに合わせ各図書館にて認知症特別展示の実施。 【令和4年度】 本人の集い1回 開催、声掛け訓練1回 開催 【令和5年度】 本人の集い1回 開催、声掛け訓練1回 開催 ○認知症サポーターの養成 住民の集まり、職域、学校で講座を開催。 ※数字は延べ件数 (令和4年10月31日現在) [一関市] 12,343人(計画:令和5年度13,000人) [平泉町] 2,321人(計画:令和5年度2,600人) (令和5年10月31日現在) [一関市] 12,989人(計画:令和5年度13,000人) [平泉町] 2,605人(計画:令和5年度2,600人) (令和6年3月31日現在) [一関市] 13,303人(計画:令和5年度13,000人) [平泉町] 2,684人(計画:令和5年度2,600人) ○チームオレンジ立ち上げ [一関市] 令和6年3月27日 1か所結成 ○キャラバンメイトの養成 認知症サポーター養成講座の講師役 (令和4年10月31日現在) [一関市] 110人(計画:令和5年度111人) [平泉町] 17人(計画:令和5年度20人) (令和5年10月31日現在) [一関市] 116人(計画:令和5年度111人) [平泉町] 19人(計画:令和5年度20人) (令和6年3月31日現在) [一関市] 116人(計画:令和5年度111人) [平泉町] 19人(計画:令和5年度20人) ○認知症ケアパスの普及 冊子版「あんしんガイドブック」、概要版のリーフレット「あんしんガイド」の 内容を令和6年1月に改訂し、市民や関係機関に配布した。

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			(2) 初期支援体制の推進 ○認知症初期集中支援チームによる支援 【設置目的】 ・専門職が認知症が疑われる人や認知症高齢者等とその家族を訪問し、本人や家族などの初期の支援を包括的・集中的に行う。 【設置場所】 ・一関西部地域包括支援センター (担当地域：一関・花泉地域、平泉町) ・一関東部地域包括支援センター (担当地域：大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域) 【チーム員】 ・専門医1人＋専門職（保健師・社会福祉士等）2人以上の計3人以上で1チーム。 【令和3年度チーム員会議開催状況（奇数月開催）】 ・西部地域6回（協議件数22件） ・東部地域6回（協議件数17件） 【令和4年度チーム員会議開催状況（奇数月開催）】 ・西部地域6回（協議件数31件） ・東部地域6回（協議件数22件） 【令和5年度チーム員会議開催状況（奇数月開催）】 ・西部地域6回（協議件数18件） ・東部地域6回（協議件数32件）
			(3) 認知症の人と家族への支援 ○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知 ○「認知症の人と家族の会」や「認知症カフェ」の運営支援・育成と必要な人への周知 ○地域での見守り体制の構築・関係機関との連携強化 ○権利擁護の推進（日常生活自立支援事業や成年後見制度利用勧奨・周知）
4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実に向けて取り組みます。	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の推進を図る。（実績は令和5年度末） ① 訪問介護サービス・通所介護サービス ・訪問介護 32事業所で実施 ・通所介護 51事業所で実施 ② 緩和された基準の中で実施されるサービス（サービスA） ・2事業所で実施（2事業所登録） ③ 住民主体サービス（サービスB） 〔一関市〕（通所） ・活動団体数 18団体 ・延べ利用者数 8,251人 計画は14,960人目標 〔平泉町〕（通所） ・活動団体数 12団体 ・利用者数 310人 計画は360人目標

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			④ 短期集中予防サービス（サービスC） [一関市]（通所） ・3事業所へ委託し、1クール15回（週1回×4か月）で実施 ・延べ利用者数 343人 計画は1,350人目標 [平泉町]（通所） ・1事業所に委託し、年間1クール（3か月×1回）実施 ・利用者数 7人 計画は30人目標 ⑤ 移動支援サービス（訪問型サービスD） [一関市] ・実施なし [平泉町] ・実施なし ○一般介護予防事業の推進 [一関市] ・一般介護予防事業は、各地域それぞれ介護予防教室や健康相談・健康教育などを実施し、市民の介護予防の普及啓発に努めている。 ・いきいき百歳体操をメインに介護予防事業に取り組む「週イチ倶楽部」は、各地域に広がりを見せている。 ・通いの場活動団体数 93団体(令和5年度末) ・一般介護予防事業参加者数 一関市：12,850人（令和5年度末） ・週イチ倶楽部活動団体数 一関市：77団体（令和5年度末） [平泉町] ・コツ骨貯筋教室、男の介護予防教室「平泉じいちゃん倶楽部」 ・介護予防ボランティア養成講座 ・通いの場活動団体数 令和5年度：18団体 令和4年度：16団体 ・高齢者の茶話会「さくらの会」など ○その他の事業の推進 [一関市] ・週イチ倶楽部サポーター養成講座 令和4年度 2回開催（29人受講） 令和3年度までのサポーター養成者数は222人。 ・「週イチ倶楽部サポーターフォローアップ研修」 令和3年度 1回開催（31人受講） 令和4年度 1回開催（31人受講）。 ・令和5年度週イチ倶楽部サポーター養成及びフォローアップ研修 2回 参加者 74人（延べ） [平泉町] ・いきいき百歳サポーター養成講座を、介護予防の担い手養成とサポーターのフォローアップを兼ねて実施

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容																																								
			(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ○体制整備などの準備 [一関市] ・関係課（国保年金課、健康づくり課、長寿社会課）で実施に向けての協議を重ね、令和4年度より健康づくり課を主管課として事業を開始。 ・医療、介護、健康診査のそれぞれのデータから把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスクアプローチ）、また、介護予防教室等における健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施 [平泉町] ・関係課（保健センター、後期高齢者医療担当部局）で実施に向けての協議を重ね、令和6年度より保健センターを主管課として事業を実施する。 ・医療、介護、健康診査のそれぞれのデータから把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスクアプローチ）、また、介護予防教室等における健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施 ○連携会議 国保年金課、健康づくり課、長寿社会課、地域包括支援センター（直営） 【令和4年度】 3回実施 5月17日（火） 6月23日（木） 令和5年1月24日（火） 【令和5年度】 2回実施 7月6日（木） 令和6年1月17日（水） ○関係機関との会議等 【令和4年度】 一関市医師会、一関薬剤師会との事業の打合せ 随時 一関歯科医師会との事業報告 12月13日（火） 【令和5年度】 一関市医師会、一関歯科医師会、一関薬剤師会との事業の打合せ 随時 ○事業実績 [一関市] ・ハイリスクアプローチ データ分析から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導 【令和4年度】 <table><tr><td>（糖尿病）</td><td>対象者</td><td>36人</td><td>保健指導延べ</td><td>74人</td></tr><tr><td>（服薬：重複・多剤）</td><td>対象者</td><td>12人</td><td>保健指導延べ</td><td>23人</td></tr></table> 【令和5年度】 <table><tr><td>（糖尿病・オーラルフレイル）</td><td>対象者</td><td>74人</td><td>保健指導延べ</td><td>114人</td></tr><tr><td>（服薬）</td><td>対象者</td><td>11人</td><td>保健指導延べ</td><td>23人</td></tr></table> ・ポピュレーションアプローチ 介護予防教室等における医療、介護、健康診査のそれぞれのデータ分析から把握した健康課題をテーマにした健康教育と健康状態の把握 【令和4年度】 <table><tr><td>（糖尿病）</td><td>実施回数</td><td>99回</td><td>参加者数（延べ）</td><td>1,104人</td></tr><tr><td>（服薬）</td><td>実施回数</td><td>16回</td><td>参加者数（延べ）</td><td>191人</td></tr></table> 【令和5年度】 <table><tr><td>（糖尿病・オーラルフレイル）</td><td>実施回数</td><td>124回</td><td>参加者数（延べ）</td><td>1,472人</td></tr><tr><td>（服薬）</td><td>実施回数</td><td>9回</td><td>参加者数（延べ）</td><td>118人</td></tr></table> [平泉町] ・関係課（保健センター、後期高齢者医療担当部署）で協議中	（糖尿病）	対象者	36人	保健指導延べ	74人	（服薬：重複・多剤）	対象者	12人	保健指導延べ	23人	（糖尿病・オーラルフレイル）	対象者	74人	保健指導延べ	114人	（服薬）	対象者	11人	保健指導延べ	23人	（糖尿病）	実施回数	99回	参加者数（延べ）	1,104人	（服薬）	実施回数	16回	参加者数（延べ）	191人	（糖尿病・オーラルフレイル）	実施回数	124回	参加者数（延べ）	1,472人	（服薬）	実施回数	9回	参加者数（延べ）	118人
（糖尿病）	対象者	36人	保健指導延べ	74人																																							
（服薬：重複・多剤）	対象者	12人	保健指導延べ	23人																																							
（糖尿病・オーラルフレイル）	対象者	74人	保健指導延べ	114人																																							
（服薬）	対象者	11人	保健指導延べ	23人																																							
（糖尿病）	実施回数	99回	参加者数（延べ）	1,104人																																							
（服薬）	実施回数	16回	参加者数（延べ）	191人																																							
（糖尿病・オーラルフレイル）	実施回数	124回	参加者数（延べ）	1,472人																																							
（服薬）	実施回数	9回	参加者数（延べ）	118人																																							

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
5 生活支援体制 の整備・推進	地域における生活上 の課題について話し合 う場の設置を推進しま す。	(1) 生活支援体制の整備・推進	(1) 生活支援体制の整備・推進 ○地域における生活上の課題について話し合う場の設置の推進 〔一関市〕 ・既に地域で結成されている地域協働体や福祉推進協議会など、地域の生活上の課題を話し合う場を協議体とすべく取り組んでいる。 〔平泉町〕 ・高齢者サービス総合調整推進委員会兼協議体 令和5年3月20日開催 ・令和3年度末に通所Bの代表者等を参集して交流会を実施。各団体の活動紹介を行いながら課題等を情報共有した。 ・令和4年度末に通所Bの代表者等を参集して交流会を実施。各団体の活動紹介を行いながら課題等を情報共有した。 ・令和5年度末に通所Bの代表者等を参集して交流会を実施。各団体の活動紹介を行いながら課題等を情報共有した。 ○生活支援コーディネーターの活動の推進 【役割】 ・地域課題の把握、整理・集約、話し合いのコーディネート ・地域資源の発掘、多様な主体の参画の促し ・課題解決のための他の地域や先進事例の情報収集 ・地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などの多職種との連携 【配置状況】 一関市福祉部長寿社会課6人 ※認知症地域支援推進員との兼務職員を含む ・生活支援コーディネーターを主業務とするもの 5人 （うち認知症地域支援推進員兼務 2人） ・認知症地域支援推進員を主業務とするもの 1人 （生活支援コーディネーター兼務。西部地域包括支援センター常駐） 平泉町保健センター 1人 合計 7人 〔一関市〕 ・地域の生活上の課題を話し合う場に積極的に参加し、情報提供や共有を行っている。 ・地域の市民センターや通いの場などを訪問し、地域課題や資源、先進事例などの情報収集に努めている。 ・地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などと連携し、地域の福祉活動の推進に努めている。令和5年度は、各地域のSC、CSW、市社協担当職員、市担当職員の4者打合せを実施し、各地域の情報提供や共有、地域課題の整理を行った。 〔平泉町〕 ・通所Bの活動に参加しながら、団体の活動上の問題（活動拠点までの交通上の問題等）を解消するために支援。 ・通所Bに移行していない百歳体操の団体をサポートし、移行できるように支援。

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			○生活支援サービスの提供体制の構築 [一関市] ・ボランティア活動を希望する高齢者等を対象とし、生活支援アシスタント養成講座を開催した。 [平泉町] ・通所Bの団体において訪問Bに関心を持っている団体があることから、町としてのサポートを検討中。また、通所Bで買い物支援を実施する団体を増やせるか検討したい。
6 様々な生活形態に対応したサービス資源の確保	地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えます。	(1) 住み慣れた地域で安心して生活をするために必要な施設整備 (2) 介護人材の確保・育成・定着	(1) 住み慣れた地域で安心して生活をするために必要な施設整備 ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・広域型（30床以上。県指定） 計画：1事業所 20床（増床）（令和3年度整備） 現状：令和4年度整備 ・地域密着型（29床以下） 計画：1事業所 29床（令和5年度整備） 現状：設置候補者設定したが事業開始予定年月日までに指定申請書の提出なし。事前協議書の再提出がないため、令和4年度の事前協議書を不受理。 未整備 ・いわい砂鉄福祉会 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） - 計画：1ユニット 9人（令和3年度整備） 現状：設置候補者選定済 ・株式会社リツワ（栗原市） ・令和4年中整備済み（一関市東五代地内） ○小規模多機能型居宅介護 - 計画：1事業所 29人（令和4年度整備） 現状：設置候補者選定済 ・株式会社リツワ（栗原市） →法人より申請の取り下げあり ○看護小規模多機能型居宅介護 - 計画：1事業所 29人（令和3年度整備） 現状：令和5年度に公募したが応募なし ○介護医療院（県指定） - 計画：1事業所 30人（令和5年度整備） 現状：具体的な動きなし →市で県に取り下げした

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			(2) 介護人材の確保・育成・定着 ○構成市町において、介護人材確保に向けて各種取組を推進 主な取組（◎構成市町が連携して取り組むもの） [一関市] (件数、人数は令和6年3月末時点) ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・介護職員就職奨励金交付事業 205件（令和5年度までの目標170件） ・介護職員研修奨励金事業 289件（令和5年度までの目標360件） ・介護保険施設等人材育成支援事業 1事業所 ・介護人材確保奨学金補助事業 7名 ・医療介護従事者修学資金貸付事業 ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎介護従事者向け研修（講演会、階層別研修） 【令和4年度】 ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため開催見合わせ 【令和5年度】 ・4市町連携 介護従事者向けモチベーションアップ研修会（令和5年11月実施） ③人材の掘り起こし（介護のすそ野の拡大） 【令和4年度】 ・介護担い手育成事業 介護体験セミナー、介護実践講座（令和5年1月～2月実施） ・生活支援アシスタント養成講座 ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため開催見合わせ 【令和5年度】 ・介護担い手育成事業 介護体験セミナー、介護実践講座（令和6年2月～3月実施） ・生活支援アシスタント養成講座（令和6年2月～3月実施） ④介護の仕事の啓発及び魅力発信 ・ケアチャレンジの共催（ふじさわ地域包括ケア研究会主催） ※開催見合わせ ◎福祉職進路選択セミナーの共催（県と共催） ※開催見合わせ ・医療・介護職の魅力発信パンフレットによる普及啓発 [平泉町] (件数、人数は令和5年10月末時点) ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・介護職員初任者研修支援事業 1件（R5年度までの目標5件） ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎（再掲）介護従事者向け研修（講演会、階層別研修） ③人材の掘り起こし（介護のすそ野の拡大） ◎（再掲）生活支援アシスタント養成講座 ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため見合わせ ④介護の仕事の啓発及び魅力発信 ◎（再掲）福祉職進路選択セミナーの共催（県と共催）

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
7 サービスの円滑な提供	サービスが、円滑かつ効果的に提供される体制の構築を図ります。	(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化 (2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催 (3) 介護相談員派遣等事業の充実	(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化 ○事業所へ感染拡大防止策の徹底とサービス提供継続の依頼（通知発出） ○国県からの感染拡大防止策の情報の周知 ○実地指導 (2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催 ○身体拘束及び虐待の防止 ○サービス向上のための各種会議や研修会の開催 ・高齢者虐待対応に係る担当職員研修会の開催（市町、地域包括支援センター職員等対象） ・岩手県権利擁護地域研修出席（同上） ・事業所主催研修会への講師派遣（地域包括支援センター職員対応） ○地域ケア会議における研修 【令和3年度】 ・西部地域連携推進会議 12/1開催「身元保証・身寄りの必要性とは何か～身寄りがなくても安心して暮らせる地域へ～」 ・東部地域連携推進会議 1/27開催「身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える」 ・平泉町地域ケア推進会議 10/21開催「身寄りのない高齢者を地域で支える」 【令和4年度】 ・西部 一関圏域地域ケア推進会議 10/5開催 テーマ「身元保証・身寄り」 ・東部地域連携推進会議 12/23開催 「家族や親族の有無によらず不安なくサービス提供するためには」 【令和5年度】 ・東部地域連携推進会議 3/22開催 (3) 介護相談員派遣等事業の充実 ○介護相談活動の充実 ・介護相談員2名 （介護保険課及び東部地域包括支援センターに各1名配置） ・家庭や事業所を訪問しサービス利用者の相談に対応

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
8 給付の適正化	サービスの透明性を高め、良質かつ適正なサービスの水準を確保します。	(1) 介護給付等費用適正化事業の実施 (2) 指導監査、評価の実施	(1) 介護給付等費用適正化事業の実施 ○介護給付適正化事業の実施 ・縦覧点検及び医療情報との突合（国保連委託及び自主点検） ・受給者への介護給付費通知の送付（3月） ・ケアプラン点検の実施（2事業所） ・要介護認定の調査技術の平準化（定期的に研修を実施） ・住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査（年2回×10件）
			(2) 指導監査、評価の実施 ○集団指導（全指定事業所対象） 令和3年度 書面開催 7/30組合ホームページに資料掲載 令和4年度 書面開催 8/10組合ホームページに資料掲載 令和5年度 7/14総合事業集団指導会（県と合同開催） 7/19居宅支援事業所集団指導会 7/20地域密着型サービス事業所集団指導会 ○運営指導（指定期間内に1回、施設系は3年に1回） 令和3年度 40事業所 11/16～12/23訪問 令和4年度 31事業所 9/22～11/24訪問 令和5年度 43事業所 9/15～12/21訪問 ○事業所におけるサービスの自己評価、外部評価及び公表 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護においては自己評価及び運営推進会等において第三者の観点から評価 ・認知症対応型居宅介護事業所においては自己評価及び外部機関による外部評価 ・運営指導時に実施状況を確認する

指定地域密着型サービス事業者の指定の辞退（廃止）について

1 概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8に基づき指定の辞退の届出があった事業所です。

なお、対象の事業者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第16条第3項の規定により対象の特別養護老人ホームの廃止について岩手県知事から認可を受けております。

2 対象事業所

サービスの種類	事業所名 (事業者名)	事業所所在地	定員 (人)	指定年月日	指定辞退（廃止）年月日	指定辞退（廃止）事由
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム 花いずみ (社会福祉法人 二桜会)	一関市花 泉町涌津 字上原31	29	H24.4.1	R6.7.31	法人事業の整理

3 参考

(1) 介護保険法

(指定の辞退)

第78条の8 第42条の2第1項本文の指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、1月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(2) 老人福祉法

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第16条 [略]

2 [略]

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 [略]

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託について

介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定による委託事業所一覧

No.	指定介護予防支援等の一部を委託しようとする事業所				委託しようとする指定介護予防支援等の内容										指定介護予防支援等の一部を委託しようとする期間	地域包括支援センター							
	事業所番号	名称	〒	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		西部	東部	さくらまち	はな いずみ	しぶ たみ	ふじ さわ	ひら いずみ	
2	0370900011	関生園居宅介護支援事業所	021-0901	真柴字柵木立43-124	○	○	○	○	○	○	○	○	○		令和6年9月1日 ~ 令和7年3月31日					○			
計																26	18	17	14	15	7	5	

■委託する指定介護予防支援の内容
1：アセスメントの実施
2：介護予防サービス計画原案の作成
3：サービス担当者会議の開催
4：介護予防サービス計画原案の説明・同意
5：介護予防サービス計画書の交付
6：サービス提供の連携・調整
7：モニタリング
8：評価
9：給付管理
10：その他

- ※ 介護保険法（平成9年法律第123号）
第115条の23第3項 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
第115条の47第5項 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ※ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。
第140条の71 法律第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。
- ※ 一関地区広域行政組合地域包括支援センター業務委託契約書第4条の規定による「地域包括支援センター業務内容等に関する仕様書」
第2(2)エ 指定介護予防支援業務の委託 ① 及び
第2(1)アiv 介護予防ケアマネジメント業務の委託 ① より
「委託に関し介護保険運営協議会に報告すること」としている。

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」及び 「主任介護支援専門員に準ずる者」の資格要件について

1 「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正

令和6年8月5日付けで「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知。以下「国通知」という。）が改正され、令和6年4月1日から適用された。

そのなかで、地域包括支援センターに「保健師に準ずる者」及び「主任介護支援専門員に準ずる者」として配置する要件について、以下のとおり改正があったことから、当組合での取扱いを定める。

2 保健師に準ずる者について

(1) 保健師に準ずる者の要件の改正

保健師に準ずる者の要件については、平成31年度（令和元年度）から「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」とされている。なお、当該準ずる者には准看護師は含まない。

※ 当組合では「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験について、その取扱いを定めていなかったことから、改めて取扱いを定めるものとする。

改正前（旧）	改正後（新）
① 保健師に準ずる者として、 __地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。__ __ なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。 なお、平成31年度より、上記かつ、 高齢者に関する公衆衛生業務経験を1 年以上有する者とする。__	① 保健師に準ずる者について 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者 なお、当該準ずる者__には准看護師は含まないものとする。 __ __

※ 「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」とされている。（3 地域包括支援センターに関するQ&A 3-1（厚生労働省ホームページ参照）より）

※ 「公衆衛生業務経験」について（東北厚生局 地域包括ケア推進課からの回答）

○ 具体的基準は示されていないため、次の点をポイントとして公衆衛生業務経験を1年以上有するか否かご判断いただきたい。

- ・ 高齢者に関して個別支援だけではなく、集団や地域への支援、知識、経験を求めている、個対個のケアに留まらず、集団や地域への視点をもって専門職として従事できること。

(2) 当組合での取扱い

当組合においては、国通知を踏まえ「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、健康の保持・増進につなげる業務経験とする。

業務経験については、地域包括支援センター運營業務のうち、介護予防事業に係る業務や包括的支援業務に係る総合相談業務、その他、行政、健診センター、一般企業、事業所等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務していることなどが該当する。

※ 「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」について、例としては以下のような経験を想定する。

- ・ 地域包括支援センターでの勤務経験
- ・ 在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等に勤務し、在宅介護等に関する相談・支援を行っていた経験
- ・ 保健所での勤務経験
- ・ 医療機関（地域連携室等）での勤務経験
- ・ 訪問看護の勤務経験
- ・ 一般企業等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していた経験

※ 現在の地域包括支援センターに配置されている「保健師に準ずる者」については、上記を満たしている。

3 主任介護支援専門員に準ずる者について

(1) 主任介護支援専門員に準ずる者の要件の改正

主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算 5 年以上である者」が追加された。

改正前（旧）	改正後（新）
③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、 「ケアマネジメン トリーダー活動等支援事業の実施及 び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老 健局長通知）に基づくケアマネジメン トリーダー研修を修了し	③ 主任介護支援専門員に準ずる者につ いて <u>次のいずれかに該当する者とする。</u> <u>ア 「介護支援専門員資質向上事業の実</u> <u>施について」（平成 18 年 6 月 15 日老</u> <u>発第 0615001 号厚生労働省老健局長通</u> <u>知）による廃止前の「ケアマネジメン</u> <u>トリーダー活動等支援事業の実施及</u> <u>び推進について」（平成 14 年 4 月 24</u> <u>日付け老発第 0424003 号厚生労働省老</u> <u>健局長通知）に基づくケアマネジメン</u> <u>トリーダー研修を修了した者であつ</u>

____介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者	て、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 <u>イ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者</u> <u>ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告すること。</u> <u>(ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日</u> <u>(イ) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名〔以下略〕</u> <u>(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討、振り返り等）</u> <u>(エ) その他センターが必要と認める事業</u> <u>また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。</u>
--	---

(2) 当組合での取扱い

国通知のとおりとする。